



總行福第 212 号
平成 28 年 12 月 8 日

地方職員共済組合理事長
(地方共済事務局及び団体共済部扱い)
東京都職員共済組合理事長
各指定都市職員共済組合理事長

} 殿

総務省自治行政局公務員部福利課



自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインについて

標記のことについて、下記によることとしたので、通知する。
組合員への周知について、遺漏のないようご対応願いたい。

記

地方公務員共済組合は、自然災害の影響によって住宅貸付等の既往債務の弁済が困難となった債務者から、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」による債務整理の申出があった場合には、ガイドラインの手続に従い、当該債務者に係る債権について、弁済の停止その他の適切な措置を講ずるものとする。

なお、地方公務員共済組合の債権について、ガイドラインによる債務整理が行われる場合は、特別の事情がない限り、地方公務員等共済組合法施行規程第 15 条ただし書に規定する「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとする。

（参考 1）

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」とは、一般社団法人全国銀行協会を事務局とする研究会において、平成 27 年 12 月 25 日に取りまとめられ、平成 28 年 4 月 1 日から適用が開始された自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインをいう。災害救助法の適用を受けた全国の自然災害による個人の被災者を対象としている。

（参考 2）

一般社団法人全国銀行協会 HP（「自然災害債務整理ガイドライン」）

<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/disaster-guideline/>

政府広報オンライン（「自然災害債務整理ガイドライン」）

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201607/1.html>